



# 本別町 認定こども園・へき地保育所 入園・入所ガイド

## もくじ

1. 子ども・子育て支援新制度とは .....	1
2. 本別町の教育・保育施設一覧 .....	4
3. 入園・入所申込みについて	
① 認定こども園(教育部分) ※支給認定区分:1号 .....	5
② 認定こども園(保育部分) ※支給認定区分:2号・3号 .....	6
③ へき地保育所 .....	7
4. 利用者負担額(保育料)について .....	9
5. 一時預かり・延長保育・土曜保育について .....	12
6. 体調不良児への対応について(認定こども園) .....	13
7. 多子世帯向け利用者負担額(保育料)一覧表 .....	14
8. 幼児教育・保育の無償化について .....	17



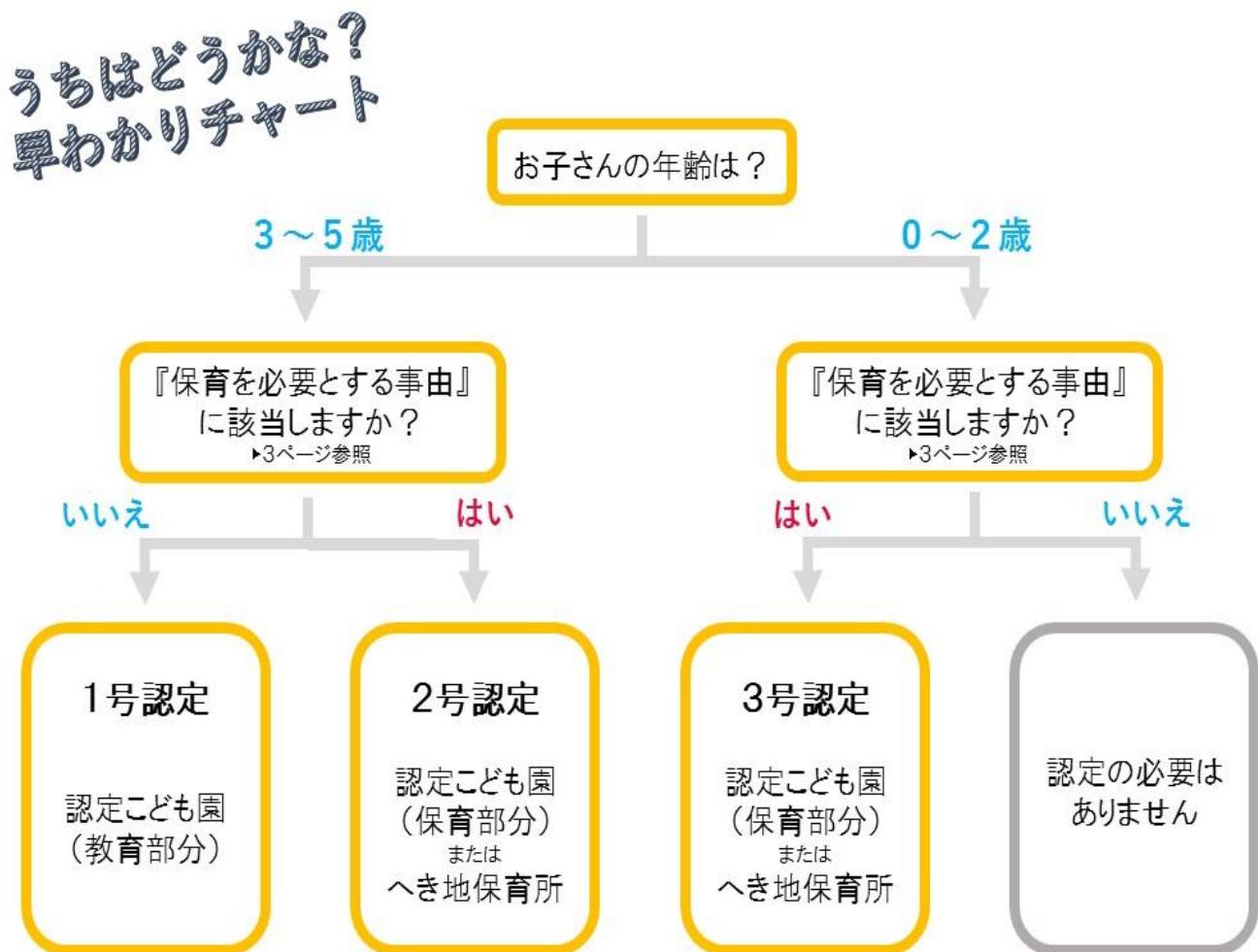
発行  
本別町子ども未来課  
令和2年7月

## 1. 子ども・子育て支援新制度とは

平成27年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度では、認定こども園や保育所等の施設を利用する場合には、支給認定の申請が必要です。認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

認定区分	対象となる子ども	本別町で利用できる施設
1号認定	満3歳以上のお子さんで、保育を必要とせず、教育を希望する方	認定こども園(教育部分)
2号認定	満3歳以上のお子さんで、『保育を必要とする事由(▶3頁)』に該当し、保育施設での保育を希望する方	認定こども園(保育部分)
3号認定	満3歳未満のお子さんで、『保育を必要とする事由(▶3頁)』に該当し、保育施設での保育を希望する方	勇足へき地保育所

※ 勇足地区にお住まいで、認定こども園(教育部分)の利用が困難と認められる場合は、特例として勇足へき地保育所に入所することができます。



※ 保護者の希望、こども園や保育所などの状況に応じ、保育の必要性の程度を踏まえ、町が利用調整をします。

## 支給認定

- 町が提出書類をもとに審査し、該当すると認められる場合に支給認定を行います。なお、子どもが満3歳に達した際は、支給認定区分が3号認定から2号認定に切り替わります。(ただし、利用者負担額は当該年度の3月までは3号認定のまま変わりません。)

## 保育時間の設定

- 2号・3号認定を受ける方については、勤務時間などにより『保育標準時間』または『保育短時間』のいずれかを認定します。
- こども園では、認定によって、利用できる保育時間が異なります。

認定区分	利用できる保育時間	保育の必要な事由
保育標準時間	最長11時間 (午前7時30分～午後6時30分)	就労(父母ともに月120時間以上)、出産後、災害復旧、虐待・DVのおそれなど
保育短時間	最長8時間 (午前8時00分～午後4時00分)	就労(父母ともに月64時間以上でいずれかが120時間未満)、求職活動、育児休業等

※ 保育標準時間認定と保育短時間認定では、毎月の利用者負担額(保育料)が異なります。(▶10頁参照)

※ 勇足へき地保育所は、制度上、保育標準時間または保育短時間の認定をしますが、保育所の利用時間や利用者負担額(保育料)は変わりません。

## 支給認定の有効期間と保育時間の認定区分

保育を必要とする事由	有効期間		保育必要量
	2号認定	3号認定	
就労	小学校就学前まで	満3歳まで	短時間(就労時間64～119h/月) 標準時間(就労時間120～/月)
妊娠・出産	母子手帳が交付されてから、出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで		標準時間
疾病・障害	小学校就学前まで	満3歳まで	標準時間
介護・看護	小学校就学前まで	満3歳まで	標準時間
災害復旧	小学校就学前まで	満3歳まで	標準時間
求職活動	90日を経過する日が属する月の末日まで		短時間
就学	卒業・修了予定日が属する月の末日まで		標準時間
虐待・DV	小学校就学前まで	満3歳まで	標準時間
育児休業	当該育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する月の末日まで		短時間
育児	当該出産に係る子どもが満1歳に達する日の属する月の末日まで		短時間

## 『保育を必要とする事由』とは

認定こども園(保育部分)・勇足へき地保育所では、保護者全員が次の事由のいずれかに該当することにより、家庭で児童を保育できない場合に、保護者に代わって保育を実施します。

### 保育を必要とする事由

- ① 就労(1ヶ月あたり64時間以上)

※2021年3月(令和2年度末)までは経過措置として48時間以上

- ② 妊娠・出産

- ③ 保護者の疾病・障害

- ④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護

- ⑤ 災害復旧

- ⑥ 求職活動(起業準備含む)

- ⑦ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)

- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること

- ⑨ 育児休業取得中に、すでに保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要

- ⑩ その他、上記の事由に類する状態として認められる場合

## 2. 本別町の教育・保育施設一覧

施設名	住所	TEL	定員	開所時間	受入年齢
認定こども園ほんべつ	南3丁目16番地4	22-2520	165名	午前7時00分～午後7時00分	6ヶ月～
勇足へき地保育所	勇足元町6番地	23-2250	34名	午前8時00分～午後5時15分	満2歳の4月1日～

### 認定こども園とは

- ・ 認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育園の両方の良さを合わせ持つところです。
- ・ 保護者が働いている・いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通いなれた園を継続して利用できることが大きな特徴です。また、認定こども園には子育て支援の場として「子育て支援センター」が併設されており、園に通っていないお子さんご家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加などで利用することができます。

『認定こども園ほんべつ』は、町立中央保育所・町立南保育所・本別カトリック幼稚園の3施設が統合し、本別町の支援を受け、学校法人釧路カトリック学園が平成29年4月に開設しました。

- ※ 認定こども園の教育部分は、保育を必要とする事由に該当しない場合でも満3歳以上であれば利用可能ですが、保育部分については、保育園と同様に保育を必要とする事由(▶3ページ参照)に該当することが要件となります。

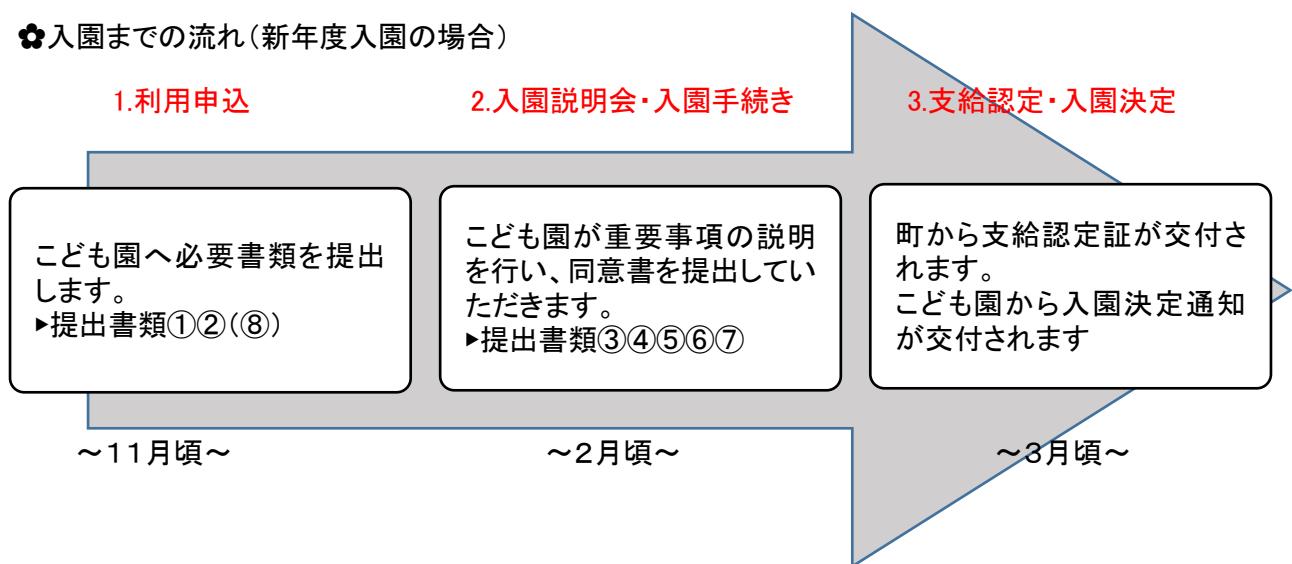
### へき地保育所とは

- ・ 勇足地区の就学前児童の保育を行う施設として町が設置した認可外保育所です。
- ・ 入所には、保育を必要とする事由(▶3ページ参照)に該当することが要件となります。  
また、勇足地区にお住まいで、認定こども園(1号認定)の利用が困難と認められる場合、特例として入所することができます。

### 3. 入園・入所申込みについて

認定こども園(教育部分) ※支給認定区分:1号

#### ●入園までの流れ(新年度入園の場合)



#### ●申込受付

##### 《新年度入園》

- 申し込みは11月頃となります。詳しい日程についてはこども園ホームページおよび町広報誌にてお知らせします。

##### 《途中入園》

- 定員に余裕がある場合、随時受付します。

#### ●提出書類

- 入園申込みに必要な書類は、役場子ども未来課、こども園に用意してあります。  
また、こども園ホームページからダウンロードすることもできます。

(<https://www.kodomoen-honbetsu.com/>)

- ① 認定こども園ほんべつ入園申込書
  - ② 支給認定申請書 ※こども園がお預かりし、本別町へ提出します
  - ③ 重要事項説明同意書
  - ④ 家庭状況調査票
  - ⑤ 緊急時連絡・引き渡しカード
  - ⑥ 食物アレルギーチェック表
  - ⑦ 金融機関の自動口座振替用紙
- (各金融機関の用紙は全てこども園にあります。郵便局のみ、窓口に提出してください。他はこども園に提出してください。)
- 利用可能な金融機関は、帯広信用金庫本別支店、北洋銀行本別支店、本別町農協、本別郵便局です。

✿入園までの流れ(新年度入園の場合)

1.利用申込

2.入園説明会・入園手続き

3.証明書類提出

4.支給認定・入園決定

こども園へ必要書類を提出します。  
▶提出書類①②

こども園が重要事項の説明を行い、同意書を提出していただきます。  
▶提出書類③④⑤⑥⑦

町へ証明書類を提出します。  
▶提出書類⑧

町が『保育の必要性』を認めた場合、支給認定証と利用者負担額(保育料)決定通知(3号のみ)が交付されます。こども園から入園決定通知が交付されます。

～11月頃～

～2月頃～

～3月頃～

✿申込受付

《新年度入園》

申し込みは11月頃となります。詳しい日程についてはこども園ホームページおよび町広報誌にてお知らせします。

※妊娠中などで年度途中の入園を予定している方も、この期間にお申し込みください。

※『慣らし保育』について

- (1)原則 7日前(就労初日・土日祝日を含まない)とします。
- (2)就労予定の方や、育児休業明けなどの方は、慣らし保育の初日が入園日及び支給認定日となります。
- (3)慣らし保育期間でも利用者負担額(保育料)はかかります。
- (4)4月1日新入園の場合は、3月中からの慣らし保育は行いませんのでご注意ください。4月1日から原則1週間程度の慣らし保育を行います。

《途中入園》

定員に余裕がある場合、随時受付します。

✿提出書類

入園申込みに必要な書類は、役場子ども未来課、こども園に用意しております。また、こども園ホームページからダウンロードすることもできます。(<https://www.kodomoen-honbetsu.com/>)

①認定こども園ほんべつ入園申込書

②支給認定申請書 ※こども園がお預かりし、本別町へ提出します

③重要事項説明同意書

④家庭状況調査票

⑤緊急時連絡・引き渡しカード

⑥食物アレルギーチェック表

⑦金融機関の自動口座振替用紙

(各金融機関の用紙は全てこども園にあります。郵便局のみ、窓口に提出してください。他はこども園に提出してください。)

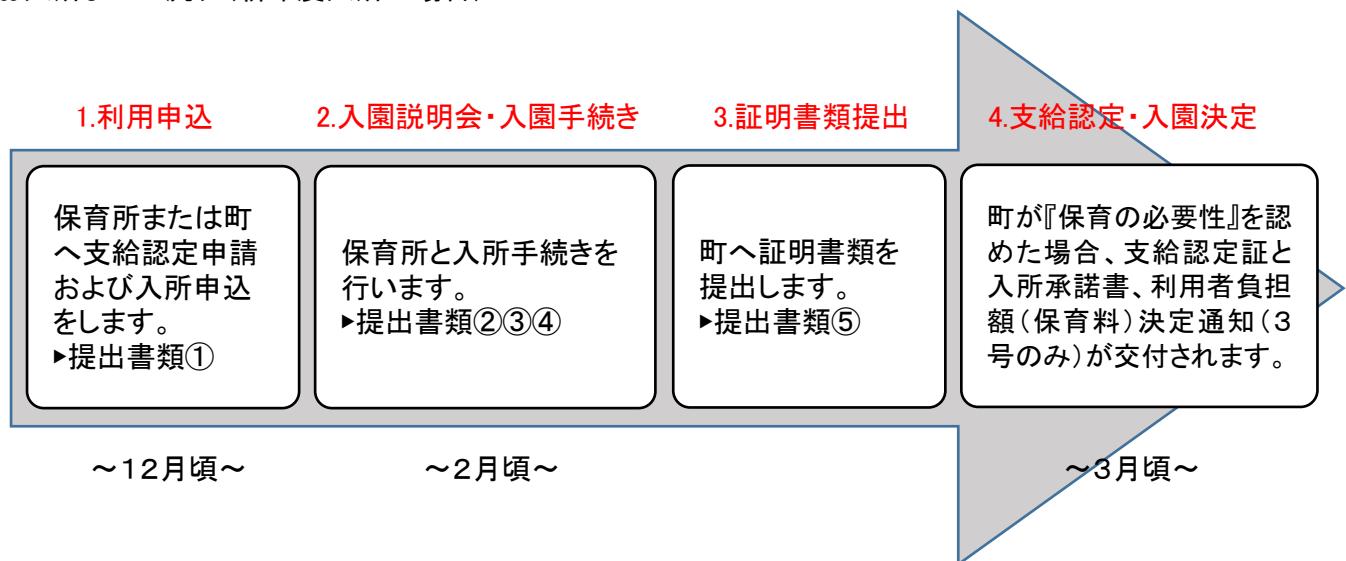
⑧保護者が保育をできないことを証明する書類(▶8ページ参照)

利用可能な金融機関は、帯広信用金庫本別支店、北洋銀行本別支店、本別町農協、本別郵便局です。

✿入園基準

入園できる児童は、保育を必要とする事由(▶3ページ参照)のいずれかに該当する家庭の児童です。

✿入所までの流れ(新年度入所の場合)



✿申込受付

《新年度入所》

申し込みは11月頃となります。詳しい日程については町ホームページおよび町広報誌にてお知らせします。

※『慣らし保育』について

- 原則 7日前(就労初日・土日祝日を含まない)とします。
- 就労予定の方や、育児休業明けなどの方は、慣らし保育の初日が入所日及び支給認定日となります。
- 慣らし保育期間でも利用者負担額(保育料)はかかります。
- 4月1日新入園の場合は、3月中からの慣らし保育は行いませんのでご注意ください。4月1日から原則1週間程度の慣らし保育を行います。

《途中入所》

定員に余裕がある場合、随時受付します。

✿提出書類

入所申込みに必要な書類は、役場子ども未来課または勇足へき地保育所に用意してあります。また、町ホームページからダウンロードすることもできます。[\(https://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/\)](https://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/)

- ①支給認定申請書(入所申込書を兼ねています)
- ②児童生活調査票
- ③児童表
- ④食物アレルギーチェック表
- ⑤保護者が保育をできないことを証明する書類(▶8ページ参照)
- ⑥預金口座振替依頼書

(各金融機関へ提出してください。郵便局のみ、専用用紙が窓口に用意してあります。)

利用可能な金融機関は、  
帯広信用金庫、北洋銀行、郵便局、  
本別町農協です。

✿入所基準

入所できる児童は、保育を必要とする事由(▶3ページ参照)のいずれかに該当する家庭の児童です。また、市街地が遠いため認定こども園(1号認定)の利用が困難と認められる場合は、特例として入所することができます。

## 保護者が保育をできないことを証明する書類

保育を必要とする理由		必要書類
就労(予定)	雇用されている方	就労証明(申告)書
	自営業の方	
出　　産	出産前後	母子手帳の写し
育休(育児)	既に保育施設を利用している子どもが いて継続利用が必要な場合	就労証明(申告)書 ※ 育児休業期間を明記してください ※ 自営業などで、育児休業制度の無い方 も、お子さんが1歳になる月の末日まで は育児休業と同じ取扱いができます
疾　病　等	疾病・負傷・障害等	診断書または医師等の意見書など、保育の 必要性を証明する書類
介　　護	親族の介護・看護	
災　害　復　旧	災害復旧	罹災証明書の写し
就　　学	就学	就学証明書
求　　職	求職活動(起業準備を含む)	求職活動申告書
そ　の　他	災害復旧・虐待やDVのおそれがある こと、上記の事由に類する状態として 認められる場合	保育の必要性を証明する書類

※ 上記の書類は、入園・入所の直近3ヶ月以内のものが必要となりますので、入園・入所時期に合わせて子ども未来課から提出のご案内をします。

※ 就労については1ヶ月あたり64時間以上働いていることが条件ですが、2021年3月(令和2年度末)までは、経過措置として48時間以上働いていることが条件となります。

## 4. 利用者負担額(保育料)について

### ◆利用者負担額(保育料)の算定について

- (1) 利用者負担額(保育料)は、3号認定子どものみ徴収し、その額は原則としてお子さんの父母の市町村民税額の合算により算定されます。ただし、家庭状況によっては、児童と生計を同一にする世帯員(祖父母など)の課税額により算定する場合があります。
- (2) 利用者負担額(保育料)算定の基礎となる市町村民税が6月に決定することから、毎年9月が利用者負担額(保育料)の切り替え時期になります。4月～8月は前年度の市町村民税で、9月～3月は当該年度の市町村民税で算定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額より算定 (前々年分の所得に基づく課税額)	当年度の市町村民税額より算定 (前年分の所得に基づく課税額)										

- (3) 市町村民税の所得割額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻して計算し、利用者負担額(保育料)を決定します。

世帯の階層区分		利用者負担額(円)	
		3歳未満児 (3号認定子ども)	
区分	定 義	標準	短時間
第1	生活保護世帯等	0	0
第2	非課税世帯	0	0
第3	所得割 16,200 円未満	9,700	9,400
第4	所得割 32,400 円未満	11,400	11,000
第5	所得割 48,600 円未満	13,200	12,800
第6	所得割 64,700 円未満	15,000	14,500
第7	所得割 80,800 円未満	17,400	16,800
第8	所得割 97,000 円未満	19,800	19,200
第9	所得割 115,000 円未満	22,200	21,500
第10	所得割 133,000 円未満	24,200	23,400
第11	所得割 151,000 円未満	26,300	25,500
第12	所得割 169,000 円未満	28,400	27,500
第13	所得割 185,500 円未満	30,500	29,500
第14	所得割 202,000 円未満	31,600	30,600
第15	所得割 218,500 円未満	32,800	31,800
第16	所得割 235,000 円未満	34,000	32,900
第17	所得割 251,500 円未満	35,200	34,100
第18	所得割 268,000 円未満	36,400	35,300
第19	所得割 284,500 円未満	37,600	36,400
第20	所得割 301,000 円未満	38,800	37,600
第21	所得割 301,000 円以上	40,000	38,800

世帯の階層区分		利用者負担額(円)
区分	定 義	2歳児
第1	生活保護世帯等	0
第2	非課税世帯	0
第3	所得割16, 200円未満	5, 100
第4	所得割32, 400円未満	6, 600
第5	所得割48, 600円未満	8, 200
第6	所得割64, 700円未満	9, 900
第7	所得割80, 800円未満	12, 000
第8	所得割97, 000円未満	14, 200
第9	所得割97, 000円以上	16, 300

※ 入所年度の4月1日に3歳に達している子どもは、利用者負担額を徴収しません。

※ 給食費については16ページをご覧ください。

#### 利用者負担額(保育料)の減免について

次の世帯に該当する場合、3号認定子どもにかかる利用者負担額(保育料)の軽減措置があります。

内 容	金 額
18歳以下のお子さんが3人以上いる場合	第3子以降は無料
ひとり親世帯・在宅障害児(者)のいる世帯で所得割の額が77,101円未満の場合	第1子 基準額から1,000円控除した額の半額または3号認定は9,000円のいずれか低い額 第2子以降無料
きょうだいが2人以上入園している場合	第2子は基準額の半額 第3子以降は無料
所得割の額が169,000円未満	第2子以降は無料

►14、15ページの多子世帯向け利用者負担額(保育料)一覧表も参考にしてください

## 5. 一時預かり・延長保育・土曜保育について

### 一時預かり 【1号認定(教育利用)のこども園在園児が利用できます】

※ 保護者の方の断続的な労働、職業訓練、介護などの場合や傷病、災害・事故、ボランティア活動など、緊急・一時的な場合において保育が必要と認められる時に、一時的に保育を受けることができる制度です。1号認定の緊急の場合(急病、緊急やむを得ない場合)のみ、在園児の兄姉(小学校2年生まで)のお子さんの利用を認めます。

利用可能時間	通常	午前7時00分～午前8時45分までと 午後1時30分～午後7時00分まで
	長期休業日中 (月～土曜日)	午前7時00分～午後7時00分まで
利用料金	100円／30分	
おやつ代	50円／1回	
給食代	200円／1回	

※ 一時預かり事業でお子さんをお預かりする場合、保育士等資格が必要であり、保育士等の人員確保の観点から、1日の利用者数を10人までと制限させていただきます。

### 延長保育 【2号・3号認定(保育利用)のこども園在園児が利用できます】

利用可能時間	保育短時間認定	午前7時00分～午前8時00分までと 午後4時00分～午後7時00分まで
	保育標準時間認定	午前7時00分～午前7時30分までと 午後6時30分～午後7時00分まで
利用料金	100円／30分	

### 土曜保育 【こども園またはへき地保育所の在園児が利用できます】

※ 土曜保育は認定こども園で行っておりますが、勇足へき地保育所へ入所しているお子さんも利用することができます。

1号認定(こども園教育部分)	終日有料 100円／30分 給食代 200円 おやつ代 50円
2号・3号認定 (こども園保育部分)	午前8時00分から午後4時00分を超えて預ける場合 100円／30分
	午前7時30分から午後6時30分を超えて預ける場合 100円／30分
勇足へき地保育所に入所しているお子さん	午前8時00分から午後5時15分を超えて預ける場合 100円／30分 給食代 200円

## 6. 体調不良児への対応について(認定こども園)

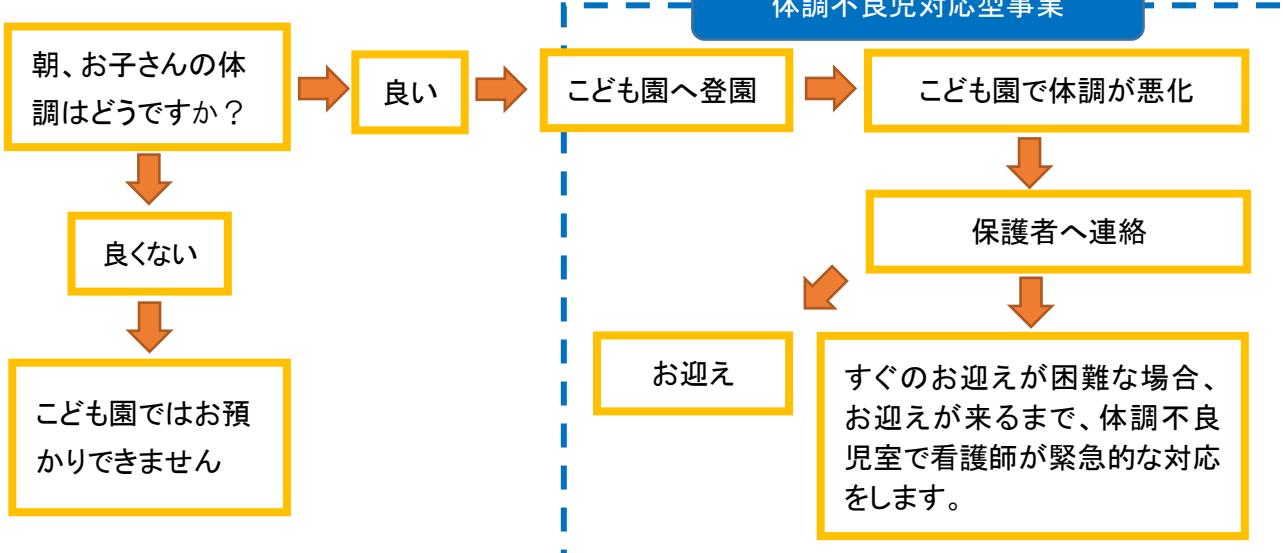
### 「体調不良児対応型」事業とは

※ 保育中に微熱を出すなど「体調不良」となったお子さんを、保護者がお迎えに来られるまでの間、体調不良児室において、こども園の看護師がケアをするサポートシステムです。登園前からの体調不良児は対象となりません。

実施している施設	認定こども園ほんべつ
利 用 場 所	認定こども園ほんべつ 体調不良児室
利 用 で き る 児 童	認定こども園ほんべつに入園している園児
利 用 定 員	2人
利 用 で き る 日 時	保育中の児童が体調不良となった当日で、相談により午後5時30分まで (土曜・日曜・祝日・年末年始はお休み)
利 用 料 金	無料
対 応 可 能 な 症 例	発熱・発疹・咳・鼻水・のどの痛み・腹痛・下痢・吐き気・嘔吐・頭痛等
対 応 で き な い 症 例	水ぼうそう・おたふくかぜ・はしか等の感染性疾患の疑い、喘息等の慢性疾患および骨折等の外傷性疾患の疑いなど(疑いがある場合は、すぐのお迎えをお願いします。)

### 利用にあたっての留意事項

#### 【利用のながれ】



#### 【基本的事項】

- (1) 登園前からの体調不良児はお預かりできません。
- (2) 下痢、嘔吐の状況によっては対応できない場合もあります。(特に感染性胃腸炎流行時など)
- (3) お子さんの状況、他のお子さんとの病気の組み合わせ等で、お預かりできない場合があります。

#### 【預かり中の病状の変化】

預かり中、症状が悪化(高熱、急変)した場合については、その時点で保護者にお迎えをお願いします。

## 7. 多子世帯向け利用者負担額(保育料)一覧表

認定こども園(保育部分) ※支給認定区分:3号

区分	定 義	利用者負担額(円)					
		第1子		第2子		第3子以降	
		標準	短時間	標準	短時間	標準・短時間共通	
第1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	↑
第2	非課税世帯	0	0	0	0	0	↑
第3	市町民税所得割16,200円未満	9,700	9,400	0	0	0	↑
	ひとり親世帯等	4,350	4,200	0	0	0	↓
第4	市町民税所得割32,400円未満	11,400	11,000	0	0	0	↑
	ひとり親世帯等	5,200	5,000	0	0	0	↓
第5	市町民税所得割48,600円未満	13,200	12,800	0	0	0	↑
	ひとり親世帯等	6,100	5,900	0	0	0	↓
第6	市町民税所得割57,700円未満	15,000	14,500	0	0	0	↑
	ひとり親世帯等	7,000	6,750	0	0	0	↓
第7	市町民税所得割64,700円未満	15,000	14,500	0	0	0	↑
	ひとり親世帯等	7,000	6,750	0	0	0	↓
第8	市町民税所得割77,101円未満	17,400	16,800	0	0	0	↑
	ひとり親世帯等	8,200	7,900	0	0	0	↓
第9	市町民税所得割 80,800円未満	17,400	16,800	0	0	0	↑
	ひとり親世帯等	8,200	7,900	0	0	0	↓
第10	市町民税所得割 97,000円未満	19,800	19,200	0	0	0	↑
第11	市町民税所得割115,000円未満	22,200	21,500	0	0	0	↑
第12	市町民税所得割133,000円未満	24,200	23,400	0	0	0	↑
第13	市町民税所得割151,000円未満	26,300	25,500	0	0	0	↑
第14	市町民税所得割169,000円未満	28,400	27,500	0	0	0	↑
第15	市町民税所得割185,500円未満	30,500	29,500	15,250	14,750	0	↑
第16	市町民税所得割202,000円未満	31,600	30,600	15,800	15,300	0	↑
第17	市町民税所得割218,500円未満	32,800	31,800	16,400	15,900	0	↑
第18	市町民税所得割235,000円未満	34,000	32,900	17,000	16,450	0	↑
第19	市町民税所得割251,500円未満	35,200	34,100	17,600	17,050	0	↑
第20	市町民税所得割268,000円未満	36,400	35,300	18,200	17,650	0	↑
第21	市町民税所得割284,500円未満	37,600	36,400	18,800	18,200	0	↑
	市町民税所得割301,000円未満	38,800	37,600	19,400	18,800	0	↑
	市町民税所得割301,000円以上	40,000	38,800	20,000	19,400	0	↓

区分	定 義	利用者負担額(円)		
		第1子	第2子	第3子以降
第1	生活保護世帯	0	0	0
第2	非課税世帯	0	0	0
第3	市町民税所得割16,200円未満	5,100	0	0
	ひとり親世帯等	2,050	0	0
第4	市町民税所得割32,400円未満	6,600	0	0
	ひとり親世帯等	2,800	0	0
第5	市町民税所得割48,600円未満	8,200	0	0
	ひとり親世帯等	3,600	0	0
第6	市町民税所得割57,700円未満	9,900	0	0
	ひとり親世帯等	4,450	0	0
第7	市町民税所得割64,700円未満	9,900	0	0
	ひとり親世帯等	4,450	0	0
第8	市町民税所得割 77,101円未満	12,000	0	0
	ひとり親世帯等	5,500	0	0
第9	市町民税所得割 80,800円未満	12,000	0	0
	市町民税所得割 97,000円未満	14,200	0	0
第9	市町民税所得割169,000円未満	16,300	0	0
	市町民税所得割169,000円以上	16,300	8,150	0

- ※ 4月分から8月分までの利用者負担額の算定は前年度分、9月分から3月分までの利用者負担額の算定は当該年度分の市町村民税により行います。
- ※ 市町村民税の所得割額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻して計算し、利用者負担額を決定します。
- ※ ひとり親世帯等とは以下の世帯を指します
  - (1) ひとり親世帯(同居親族がいる場合など対象外となることがあります。)
  - (2) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のいる世帯
  - (3) 特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者のいる世帯
  - (4) その他生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認める者のいる世帯

## 8. 幼児教育・保育の無償化について

### 認定こども園・へき地保育所の利用

#### 3～5歳児クラスの全ての子どもが無償化の対象です。

○無償となる期間は、原則満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。ただし、1号認定子どもは、満3歳の誕生日からこども園に入園できますが、入園時から(4月1日を迎える前であっても)無償化の対象となります。

○実費負担となっているカラー帽子、粘土、作品ファイル等の費用は、これまでどおり保護者負担となります。

○0～2歳児クラスの子どもは原則無償化の対象外ですが、世帯の収入やきょうだいの状況等により、利用者負担額(保育料)が0円となる場合があります(▶14、15ページの多子世帯向け利用者負担額(保育料)一覧表をご参照ください。)。

○**認定こども園または勇足へき地保育所の利用にあたっては、無償化にともなう手続きは必要ありません。**

#### 給食の提供にかかる食材料費は、本別町が助成します。

○1号認定子ども及び2号認定子どもの食材料費は、すべて本別町が助成します。

○3号認定子どもについては、以下のとおりです。

##### ★認定こども園ほんべつを利用している場合

食材料費は、利用者負担額(保育料)に含まれているため、別途徴収することはありません。

##### ★勇足へき地保育所を利用している場合

食材料費(給食費)は、別途徴収することになりますが、以下のいずれかに該当する場合は本別町が助成します。

- (1) 生活保護世帯の子ども
- (2) 市町村民税非課税世帯の子ども
- (3) 市町村民税所得割課税額が169,000円未満(年収ベースで約640万円未満)であって、第2子以降の子ども
- (4) 18歳以下のみカウントして第3子以降の子ども

○助成を受けるためには申請が必要となりますので、入園・入所手続きの際にご案内します。

## 子育てのための施設等利用給付の認定について

### 子育てのための施設等利用給付とは…

○令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、保育料とともに認定こども園(1号)の預かり保育や子育て支援センターの一時保育事業等の利用料も無償化の対象となりました。

### 無償化の対象となる方、対象となる事業

施設等利用 給付認定区分	保育の 必要性	認定要件	対象施設	無償化上限額 (月額)	備考
新2号認定	有	3歳児以上(3歳の誕生日を過ぎて最初の4月1日以降)の <b>保育の必要性がある子ども</b>	認定こども園(1号)が行う預かり保育事業	11,300円 ※利用日数に応じて、月額の上限額が変動します(450円×利用日数)	
			子育て支援センターが行う一時保育事業 ファミリー・サポート・センター事業(すきやきたい) ※送迎のみは対象外	37,000円	保育所、認定こども園に入所していない方が対象です。
新3号認定	有	3歳児未満(0歳から3歳の誕生日を過ぎて最初の3月31日まで)で <b>保育の必要性があり、住民税非課税世帯</b> の子ども	認定こども園(1号)が行う預かり保育事業	16,300円 ※利用日数に応じて、月額の上限額が変動します(450円×利用日数)	
			子育て支援センターが行う一時保育事業 ファミリー・サポート・センター事業(すきやきたい) ※送迎のみは対象外	42,000円	保育所、認定こども園に入所していない方が対象です。

※無償化の対象となるのは、両親ともに保育の必要性の認定基準に該当する方です。

保育の必要性の認定基準につきましては(▶3ページ)をご参照ください。

### 認定を受けるためには、申請が必要です。

☆「施設等利用給付認定申請書」に必要事項を記載し、役場子ども未来課に提出してください。(こども園または保育所に用意してあります。)

☆申請書提出の際には「保育の必要性の認定基準」に該当することを確認できる書類を添付してください。

例：就労証明（所定様式あり）、母子手帳出産予定日記載面の写し等

☆翌年度以降も引き続き保育の必要性を有していることを確認するため、毎年2月に現況の調査を行います。



## ～お問い合わせ～

本別町役場子ども未来課

〒089-3392

中川郡本別町北2丁目1番地1

TEL 0156-22-8130

FAX 0156-22-5950

学校法人釧路カトリック学園

幼保連携型認定こども園ほんべつ

〒089-3314

中川郡本別町南3丁目16番地4

TEL 0156-22-2520

FAX 0156-22-2509

勇足へき地保育所

〒089-3281

中川郡本別町勇足元町6番地

TEL 0156-23-2250

FAX 0156-23-2250

